

令和 6 年 1 2 月 6 日

第 4 回 笠松町 議会 定例会 議案

目 次

- 第 79 号議案 令和 6 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 3 号）の専決処分の承認について
- 第 80 号議案 笠松町町内会加入促進及び活動推進に関する条例について
- 第 81 号議案 笠松町議会の個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第 82 号議案 笠松町印鑑条例及び笠松町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 83 号議案 笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 84 号議案 笠松町火葬場及び墓地使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 85 号議案 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議について
- 第 86 号議案 笠松町福祉会館空調設備改修工事請負契約の締結について
- 第 87 号議案 令和 6 年度笠松町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 第 88 号議案 令和 6 年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 一 般 質 問

第79号議案

令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告して承認を求める。

令和6年12月6日提出

笠松町長 古田 聖人

記

1 令和6年10月7日専決

令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、町議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

- 1 令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）

令和6年10月7日

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和6年度笠松町一般会計補正予算書

令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）

令和6年度笠松町の一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,541千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,179,659千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月7日 専決

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
15 県支出金		636,956	11,892	648,848	
	3 委託金	43,498	11,892	55,390	
18 繰入金		124,861	4,649	129,510	
	2 基金繰入金	110,285	4,649	114,934	
歳入	合計	8,163,118	16,541	8,179,659	

(歳出)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
2 総務費		1,225,061	16,541	1,241,602	
	5 選挙費	8,597	16,541	25,138	
歳出	合計	8,163,118	16,541	8,179,659	

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入
 (款) 15 県支出金
 (項) 3 委託金
 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	43,408	11,892	55,300	3 選挙費委託金	11,892	衆議院議員総選挙委託金
計	43,498	11,892	55,390			

(款) 18 繰入金
 (項) 2 基金繰入金
 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入	73,253	4,649	77,902	1 財政調整基金繰入	4,649	財政調整基金繰入
計	110,285	4,649	114,934			

2 歳出
 (款) 2 総務費
 (項) 5 選挙費
 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	特定財源	その他			
1 選挙管理委員会費	714	185	899				182 委員報酬 3 食糧費		
4 衆議院議員総選挙費		16,356	16,356	11,892	4,464		415 投票管理者等報酬 3 職員手当等 3,776 時間外勤務手当 管理職員特別勤務手当	3,650 126	
							54 報償金 30 報償金 ポスター掲示場設置謝礼	30 24	
							621 消耗品費 食糧費 印刷製本費	140 154 327	
							1,395 通信運搬費 広告料 手数料	1,320 55 20	
							1,569 公営ポスター掲示場設置管理及び撤去委託料	357	
							選挙公報配布業務委託料 情報センター委託料 投票用紙読取分類機設定委託料	654 332 226	
							83 使用料及び賃借料 個人演説会場借上料		
計	8,597	16,541	25,138	11,892	4,649		8,443 機械器具費		

第80号議案

笠松町町内会加入促進及び活動推進に関する条例について

笠松町町内会加入促進及び活動推進に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年12月6日提出

笠松町長 古田 聖人

笠松町町内会加入促進及び活動推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地域住民、町内会及び事業者の役割並びに町の責務を明らかにすることにより、地域住民の町内会への加入及び参加を促進するとともに、町内会活動の推進を図り、もって誰もが安心・安全で相互に支え合いながら暮らしてゆく地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会 地縁に基づき形成された地域組織をいう。
- (2) 事業者 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (3) 住宅関連事業者 町内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理（以下「住宅の建築等」という。）を業として行う者（これらの者を代理し、又は媒介する者を含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 町内会への加入及び参加の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 地域において、誰もが安心・安全で快適に暮らすために、町内会が中心的な役割を担っていること。
- (2) 地域住民の多様な価値観が尊重され、その自主的かつ自発的な取組が重

要であること。

(3) 町内会の自立性や個性を損なわない配慮が必要であること。

(4) 地域住民、町内会、事業者及び町の相互理解と協働により行われること。
(地域住民の役割)

第4条 地域住民は、地域の一員であることを認識し、地域において安心・安全で快適に暮らすために、町内会が中心的な役割を担っていることを理解し、町内会への加入及びその活動への積極的かつ主体的な参加に努めなければならない。

(町内会の役割)

第5条 町内会は、地域の中心的な担い手として、積極的かつ主体的な活動に努めなければならない。

2 町内会は、地域住民の自発的な町内会への加入並びに主体的な参加及び交流を促進するとともに、町内会の活動に関する情報を積極的に地域住民に提供するように努めなければならない。

3 町内会は、地域住民の町内会への加入並びに参加及び交流は個人の自由な意思に基づくものであることを理解し、これに努めなければならない。

4 町内会は、内部統制を適正に行うとともに、町内会への加入者に対し、規約、予算、決算その他の町内会運営に関する情報を定期的に公開しなければならない。

5 町内会は、地域住民が参加しやすい開かれた組織づくりに努めるとともに、地域を担う人材の育成に努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、町内会の重要性を理解し、その事務所又は事業所が所在する地域の町内会の活動に積極的に参加し、及び協力することにより、町内会活動の推進に努めなければならない。

2 事業者は、従業員がその居住する地域の町内会活動に参加することに配慮するよう努めなければならない。

(住宅関連事業者の役割)

第7条 住宅関連事業者は、住宅の建築等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の町内会に関する情報を提供するように努めなければならない。

(町の責務等)

第8条 町は、町内会の重要性を理解するとともに、その職務の遂行に当たっては、町内会との協働に努めるものとする。

- 2 町は、各種事業の実施に当たっては、関係部署との連携に努め、町内会の負担軽減に配慮するものとする。
- 3 町は、町内会への加入及び参加の促進に係る活動その他町内会の組織及び活動の維持を支援するため、必要な援助を行うよう努めるものとする。
- 4 町は、地域住民の町内会への加入及び参加の促進に関する相談、情報の提供、助言等必要な措置を講じるよう努めるとともに、町内会への加入及び参加の促進への理解を深めるために、積極的な広報及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 8 1 号議案

笠松町議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例について

笠松町議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 6 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例

(笠松町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第 1 条 笠松町議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年笠松町条例第 1 0 号)
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 2 条第 5 項の表第 3 8 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条
第 1 0 項」に改める。

(笠松町個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第 2 条 笠松町個人番号の利用に関する条例(平成 2 7 年笠松町条例第 3 5 号)の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第
2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 1 4 項」
を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

(笠松町税条例の一部改正)

第 3 条 笠松町税条例(昭和 3 0 年笠松町条例第 2 4 号)の一部を次のように改正
する。

第 3 6 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上

並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第 8 2 号議案

笠松町印鑑条例及び笠松町手数料条例の一部を改正する条例について

笠松町印鑑条例（昭和 5 1 年笠松町条例第 7 号）及び笠松町手数料条例（平成 1 2 年笠松町条例第 1 2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 6 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町印鑑条例及び笠松町手数料条例の一部を改正する条例

笠松町印鑑条例（昭和 5 1 年笠松町条例第 7 号）及び笠松町手数料条例（平成 1 2 年笠松町条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

（笠松町印鑑条例の一部改正）

第 1 条 笠松町印鑑条例（昭和 5 1 年笠松町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「第 2 項第 1 号及び第 2 号」を「前項第 1 号及び第 2 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「前項第 1 号から第 7 号まで」を「前項各号」に改める。

第 1 0 条の次に次の 1 条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の申請）

第 1 0 条の 2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回路で接続された民間事業者が設置する端末機で、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号。以下この条において「公的個人認証法」という。）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているもの

に限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して、暗証番号(公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者番号を利用するために用いる暗証番号をいう。)その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。

(笠松町手数料条例の一部改正)

第2条 笠松町手数料条例(平成12年笠松町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定は、多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回路により接続された地方公共団体又は民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより各種証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)による申請については、適用しない。

附 則

この条例は、令和7年2月3日から施行する。ただし、第1条中笠松町印鑑条例第5条第3項及び第6条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

第 8 3 号議案

笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例
について

笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例（平成 2 7 年笠松町条例第
2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 6 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例

笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例（平成 2 7 年笠松町条例第
2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

月額
6, 0 0 0 円
2, 0 0 0 円
2, 5 0 0 円
1, 5 0 0 円
4, 0 0 0 円
8, 0 0 0 円
5, 0 0 0 円
6, 5 0 0 円
6, 0 0 0 円
7, 5 0 0 円
4, 5 0 0 円

9, 000円
5, 000円
1, 500円

」

を

「

月額
7, 000円
2, 500円
3, 000円
2, 000円
5, 000円
9, 000円
6, 000円
7, 500円
7, 000円
8, 500円
5, 500円
10, 000円
6, 000円
2, 000円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後の利用料について適用し、同日前までの利用料については、なお従前の例による。

第 8 4 号議案

笠松町火葬場及び墓地使用料徴収条例の一部を改正する条例について

笠松町火葬場及び墓地使用料徴収条例（昭和 3 5 年笠松町条例第 4 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 6 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町火葬場及び墓地使用料徴収条例の一部を改正する条例

笠松町火葬場及び墓地使用料徴収条例（昭和 3 5 年笠松町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条の 2 関係）

火葬場使用料

区分	単位	使用料	
		町内居住者	町外居住者
大人（12歳以上）	1体につき	10,000円	80,000円
小人（12歳未満）	1体につき	6,000円	48,000円
死産児	1体につき	6,000円	48,000円
身体の一部	1件につき	6,000円	48,000円
胞衣及び産汚物等	1件につき	2,000円	12,000円
小動物（合同葬儀） ただし、犬猫と同等 大以下のものに限 る。	1頭につき	2,000円	12,000円

備考

- 1 町内居住者に該当する場合は、次の場合とする。
 - (1) 死亡者については、死亡時に本町の住民基本台帳に記録されている場合
 - (2) 死産児については、母が本町の住民基本台帳に記録されている場合
 - (3) 身体の一部については、本人が本町の住民基本台帳に記録されている場合
 - (4) 胞衣及び産汚物等については、当該使用に係る病院等の事業所の所在地が本町にある場合
 - (5) 小動物については、使用しようとする者が本町の住民基本台帳に記録されている場合
- 2 町外居住者に該当する場合は、町内居住者に該当しない場合をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の笠松町火葬場及び墓地使用料徴収条例の規定は、施行日以後の許可に係る使用について適用し、施行日前の許可に係る使用については、なお従前の例による。

第 8 5 号議案

証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 の規定に基づき、次のとおり証明書の交付等に関する事務の相互の委託を廃止するものとする。

令和 6 年 1 2 月 6 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

岐阜市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約等を廃止する規約

（岐阜市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止）

第 1 条 岐阜市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成 9 年 1 2 月 1 8 日笠松町議会議決）は、廃止する。

（大垣市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止）

第 2 条 大垣市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成 1 2 年 3 月 8 日笠松町議会議決）は、廃止する。

（関市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止）

第 3 条 関市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成 1 2 年 3 月 8 日笠松町議会議決）は、廃止する。

（美濃市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止）

第 4 条 美濃市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成 1 2 年 3 月 8 日笠松町議会議決）は、廃止する。

（羽島市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止）

第 5 条 羽島市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成 1 2 年 3 月 8 日笠松町議会議決）は、廃止する。

（各務原市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止）

第 6 条 各務原市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成 1 2 年 3 月 8 日笠松町議会議決）は、廃止する。

(岐南町と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止)

第7条 岐南町と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3月8日笠松町議会議決）は、廃止する。

(笠松町と養老町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止)

第8条 笠松町と養老町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3月8日笠松町議会議決）は、廃止する。

(笠松町と垂井町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止)

第9条 笠松町と垂井町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3月8日笠松町議会議決）は、廃止する。

(笠松町と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止)

第10条 笠松町と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3月8日笠松町議会議決）は、廃止する。

(笠松町と神戸町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止)

第11条 笠松町と神戸町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3月8日笠松町議会議決）は、廃止する。

(笠松町と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止)

第12条 笠松町と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3月8日笠松町議会議決）は、廃止する。

(笠松町と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止)

第13条 笠松町と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3月8日笠松町議会議決）は、廃止する。

(笠松町と大野町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止)

第14条 笠松町と大野町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3月8日笠松町議会議決）は、廃止する。

(笠松町と池田町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止)

第15条 笠松町と池田町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3月8日笠松町議会議決）は、廃止する。

(笠松町と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止)

第16条 笠松町と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3月8日笠松町議会議決）は、廃止する。

(山口市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止)

第17条 山口市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成

15年3月17日笠松町議会議決)は、廃止する。

(瑞穂市と笠松町との間の証明書等の事務委託に関する規約の廃止)

第18条 瑞穂市と笠松町との間の証明書等の事務委託に関する規約(平成15年4月24日専決)は、廃止する。

(本巣市と笠松町との間の証明書等の事務委託に関する規約の廃止)

第19条 本巣市と笠松町との間の証明書等の事務委託に関する規約(平成15年12月16日笠松町議会議決)は、廃止する。

(笠松町と揖斐川町との間の証明書等の事務委託に関する規約の廃止)

第20条 笠松町と揖斐川町との間の証明書等の事務委託に関する規約(平成16年12月17日笠松町議会議決)は、廃止する。

(海津市と笠松町との間の証明書等の事務委託に関する規約の廃止)

第21条 海津市と笠松町との間の証明書等の事務委託に関する規約(平成17年3月16日笠松町議会議決)は、廃止する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

第 8 6 号議案

笠松町福祉会館空調設備改修工事請負契約の締結について

令和 6 年 1 2 月 3 日地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条第 3 項の規定に基づき、仮契約した笠松町福祉会館空調設備改修工事について、次のとおり請負契約を締結するため、同法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年笠松町条例第 9 号）第 2 条の規定により町議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 6 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 笠松町福祉会館空調設備改修工事 |
| 2 | 契約の金額 | 金 8 3, 0 5 0, 0 0 0 円 |
| 3 | 契約の相手方 | 岐阜県岐阜市今町四丁目 2 3 番地
日建工業株式会社
代表取締役 林 芳弘 |

令和 6 年度笠松町一般会計補正予算書

第 8 7 号議案

令和 6 年度笠松町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度笠松町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 7 5, 0 0 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 4 5 4, 6 6 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 1 2 月 6 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)	(単位：千円)	款	項	補正前の額	補正額	計
13		使用料及び手数料		141,665	3,180	144,845
			手数	86,790	3,180	89,970
14		国庫支出金		1,289,794	80,665	1,370,459
			1 国庫負担金	813,165	75,220	888,385
			2 国庫補助金	470,949	5,445	476,394
15		県支出金		648,848	37,156	686,004
			1 県負担金	426,643	33,965	460,608
			2 県補助金	166,815	3,191	170,006
16		財産収入		2,974	496	3,470
			1 財産運用収入	2,972	496	3,468
18		繰入金		129,510	107,604	237,114
			2 基金繰入金	114,934	107,604	222,538
21		債		304,900	45,900	350,800
			1 町債	304,900	45,900	350,800
		歳入	合計	8,179,659	275,001	8,454,660

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務	費	1,241,602	5,590	1,247,192
	1 総務管理費	457,770	5,368	463,138
	2 企画費	345,989	39	346,028
3 民生	費	90,025	183	90,208
	4 戸籍住民基本台帳費	3,046,910	193,647	3,240,557
	1 社会福祉社費	2,182,777	153,599	2,336,376
4 衛生	費	864,033	40,048	904,081
	2 児童福祉社費	1,091,038	4,428	1,095,466
	1 保健衛生社費	345,878	1,097	346,975
7 土木	費	745,160	3,331	748,491
	2 清掃	682,593	50,853	733,446
	1 土木管理費	73,076	1,872	74,948
9 教育	費	265,211	48,981	314,192
	2 道路橋梁	994,044	15,641	1,009,685
	2 小学校校費	166,902	6,915	173,817
3 中学校校費	81,231	6,473	87,704	
4 社会教育費	181,845	1,960	183,805	
5 保健体育費	260,238	293	260,531	

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 公債費		533,863	△463	533,400
	1 公債費	533,863	△463	533,400
11 諸支出金		810	305	1,115
	1 基金費	810	305	1,115
12 予備費		10,000	5,000	15,000
	1 予備費	10,000	5,000	15,000
歳出	合計	8,179,659	275,001	8,454,660

第2表 繰越明許費補正
1 追加

		(単位:千円)		
款	項	事業名	金額	金額
7	土木費	2 道路橋梁費	道路繕事業	35,245
7	土木費	2 道路橋梁費	道路改良事業	13,736

第3表 地方債補正
1 変更

		(単位:千円)		
起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
緊急自然災害防止対策事業	150,400	証書借入又は証券発行	196,300	証書借入又は証券発行
		利率 4.0%以内 (ただし、利率で見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)		利率 4.0%以内 (ただし、利率で見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)
		償還の方法 政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。		償還の方法 政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 13 使用料及び手数料
(項) 2 手数料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生手数料	76,039	3,180	79,219	1 衛生手数料	3,180	事業系一般廃棄物(笠松競馬場)処理手数料
計	86,790	3,180	89,970			

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	749,562	75,220	824,782	1 障害福祉費負担金	52,551	障害者自立支援給付費負担金
				3 児童福祉費負担金	22,669	保育給付費負担金
計	813,165	75,220	888,385			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	372,506	5,445	377,951	1 企画総務費補助金	5,368	デジタル基盤改革支援補助金
				2 戸籍住民基本台帳費補助金	77	マイナンバーカード交付事務費補助金
計	470,949	5,445	476,394			

(款) 15 県支出金
(項) 1 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費負担金	393,440	33,965	427,405	2 障害福祉費負担金	26,276	障害者自立支援給付費負担金
				4 児童福祉費負担金	7,689	保育給付費負担金
計	426,643	33,965	460,608			

(款) 15 県支出金
(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費補助金	125,240	3,191	128,431	3 福祉医療費補助金	3,191	重度心身障がい者医療費補助金 乳幼児医療費補助金 母子医療費補助金 父子医療費補助金
計	166,815	3,191	170,006			2,709 △308 922 △132

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金	942	496	1,438	1 利子及び配当金	496	減債基金利子 ふるさと振興基金利子 福祉振興基金利子 社会資本整備基金利子 次期ごみ処理施設整備基金利子 飼い主のいない猫対策基金利子 教育振興基金利子
計	2,972	496	3,468			190 39 20 77 151 2 17

(款) 18 繰入金
 (項) 2 基金繰入金
 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入	77,902	107,604	185,506	1 財政調整基金繰入	107,604	財政調整基金繰入
計	114,934	107,604	222,538			

(款) 21 町債
 (項) 1 町債
 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 土木債	178,100	45,900	224,000	3 緊急自然災害防止対策事業債	45,900	緊急自然災害防止対策事業
計	304,900	45,900	350,800			

2 歳出
 (款) 2 総務費
 (項) 1 総務管理費
 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	町債	その他	区分	金額	
4 電子計算費	69,129	5,368	74,497	5,368			12 委託料	5,368	ネットワーク運用管理補助業務委託料
計	457,770	5,368	463,138	5,368					

(款) 2 総務費
 (項) 2 企画費
 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	町債	その他	区分	金額	
1 企画総務費	328,863	39	328,902			39	24 積立金	39	ふるさと振興基金積立金
計	345,989	39	346,028			39			

(款) 2 総務費
 (項) 4 戸籍住民基本台帳費
 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	町債	その他	区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	90,025	183	90,208	77		106	11 役務費	2	手数料
							12 委託料	82	多機能端末機保守委託料
							13 使用料及び賃借料	△33	多機能端末機使用料
							17 備品購入費	132	庁用器具費 機械器具費
計	90,025	183	90,208	77		106			

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	町 債	その 他	区 分	金 額	
1 社会福祉総務費	711,839	17,326	729,165			17,326	18 負担金補助及び交付金	180	社会福祉法人笠松町地域振興公社運営補助金
4 障害福祉費	683,412	105,704	789,116	78,827		26,877	27 繰出金	17,146	介護保険特別会計繰出金
							11 役務費	126	手数料
							18 負担金補助及び交付金	474	親子サポート教室運営事業補助金
5 福祉医療費	217,138	30,569	247,707	3,191		27,378	19 扶助費	105,104	介護給付費 訓練等給付費
							11 役務費	687	手数料
							19 扶助費	29,882	福祉医療費給付費
計	2,182,777	153,599	2,336,376	82,018		71,581			

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	町 債	その 他	区 分	金 額	
1 児童措置費	765,243	38,048	803,291	30,358		7,690	18 負担金補助及び交付金	38,048	第一保育所負担金 松枝保育所負担金 下羽栗保育所負担金 笠松保育園負担金
							12 委託料	2,000	こども館運営事業委託料
2 こども館費	12,489	2,000	14,489			2,000			
計	864,033	40,048	904,081	30,358		9,690			

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特出金	町債	その他	区分	金額	
1 保健衛生総務費	155,904	1,095	156,999			1,095	22 償還金利子及び割引料	1,095	返還金
5 環境衛生費	33,988	2	33,990			2	24 積立金	2	飼い主のいない猫対策基金積立金
計	345,878	1,097	346,975			1,095			

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特出金	町債	その他	区分	金額	
1 塵芥処理費	673,344	3,331	676,675			3,331	12 委託料	3,102	事業系一般廃棄物（笠松競馬場）処理委託料
							18 負担金補助及び交付金	78	伊賀市環境保全負担金
計	745,160	3,331	748,491			3,331	24 積立金	151	次期ごみ処理施設整備基金積立金

(款) 7 土木費
(項) 1 土木管理費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特出金	町債	その他	区分	金額	
1 土木総務費	73,076	1,872	74,948			1,872	12 委託料	1,872	公共用地境界確定補助業務委託料
計	73,076	1,872	74,948			1,872			

(款) 7 土木費
(項) 2 道路橋梁費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特 定 財 源	町債	その他	一般財源		金額
1 道路維持費	116,303	35,245	151,548				14 工事請負費	35,245	側溝舗装等修繕工事請負費	
2 道路新設改良費	70,276	13,736	84,012			3,036	14 工事請負費	13,736	側溝舗装等新設改良工事請負費	
計	265,211	48,981	314,192			3,081				

(款) 9 教育費
(項) 2 小学校費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特 定 財 源	町債	その他	一般財源		金額
1 学校管理費	147,549	6,816	154,365			6,816	10 需用費	1,584	光熱水費	
							14 工事請負費	2,877	小学校校舎修繕等工事請負費	
							17 備品購入費	2,355	管理用器具費	
2 教育振興費	19,353	99	19,452			99	17 備品購入費	99	教材器具費	
計	166,902	6,915	173,817			6,915				

(款) 9 教育費
(項) 3 中学校費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特 定 財 源	町債	その他	一般財源		金額
1 学校管理費	65,861	5,892	71,753			5,892	10 需用費	1,056	光熱水費	
							17 備品購入費	4,836	図書費	
								581	管理用器具費	
2 教育振興費	15,370	581	15,951			581	17 備品購入費	581	教材器具費	
計	81,231	6,473	87,704			6,473				

(款) 9 教育費
(項) 4 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	町債					その他
2 交流センター費	93,275	1,960	95,235			1,960	10 需用費	1,907	燃料費 光熱水費 修繕料	333 180 1,394
計	181,845	1,960	183,805			1,960	12 委託料	53	施設管理業務委託料	

(款) 9 教育費
(項) 5 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	町債					その他
2 体育施設費	40,842	48	40,890			48	12 委託料	48	施設管理業務委託料	
3 学校給食費	215,198	245	215,443			245	10 需用費	245	燃料費	
計	260,238	293	260,531			293				

(款) 10 公債費
(項) 1 公債費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	町債					その他
1 元金	513,299	△31	513,268			△31	22 償還金利子及び割引料	△31	長期債元金	
2 利子	20,564	△432	20,132			△432	22 償還金利子及び割引料	△432	長期債利子	
計	533,863	△463	533,400			△463				

(款) 11 諸支出金
(項) 1 基金費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	町債				その他	
2 減債基金費	12	190	202			190	24 積立金	190	減債基金積立金	
3 社会資本整備基金費	19	77	96			77	24 積立金	77	社会資本整備基金積立金	
4 福祉振興基金費	5	20	25			20	24 積立金	20	福祉振興基金積立金	
6 教育振興基金費		18	18			17	24 積立金	18	教育振興基金積立金	
計	810	305	1,115			304				

(款) 12 予備費
(項) 1 予備費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	町債				その他	
1 予備費	10,000	5,000	15,000			5,000	30 予備費	5,000	予備費	
計	10,000	5,000	15,000			5,000				

令和6年度笠松町介護保険特別会計補正予算書

第88号議案

令和6年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137,205千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,401,177千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月6日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		451,548	180	451,728
	1 介護保険料	451,548	180	451,728
3 国庫支出金		526,681	6,913	533,594
	1 国庫負担金	377,042	6,913	383,955
4 支払基金交付金		568,432	36,981	605,413
	1 支払基金交付金	568,432	36,981	605,413
5 県支出金		311,156	3,962	315,118
	1 県負担金	296,017	3,962	299,979
6 財産収入		31	144	175
	1 財産運用収入	31	144	175
7 繰入金		348,620	89,025	437,645
	1 他会計繰入金	341,013	17,146	358,159
	2 基金繰入金	7,607	71,879	79,486
歳入	合計	2,263,972	137,205	2,401,177

(歳出)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 総務費		46,314	41	46,355	
	1 総務管理費	23,923	41	23,964	
2 保険給付費		2,064,981	129,601	2,194,582	
	1 介護サービス諸費	1,900,978	124,820	2,025,798	
	2 介護予防サービス諸費	39,855	4,781	44,636	
	3 介護諸費	2,325		2,325	
	4 高額介護サービス諸費	64,777		64,777	
	5 特定入所者介護サービス諸費	57,046		57,046	
3 地域支援事業費		92,391	7,239	99,630	
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	34,583	7,239	41,822	
	2 一般介護予防事業費	4,216		4,216	
4 基金積立金		27,261	144	27,405	
	1 基金積立金	27,261	144	27,405	
5 諸支出金		32,525	180	32,705	
	1 償還金及び選付金	18,911	180	19,091	
歳出	合計	2,263,972	137,205	2,401,177	

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 第1号被保険者保険料	451,548	180	451,728	1 現年度分	180	第1号被保険者分
計	451,548	180	451,728			

(単位：千円)

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	377,042	6,913	383,955	1 現年度分	6,913	現年度分
計	377,042	6,913	383,955			

(単位：千円)

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費交付金	557,545	34,992	592,537	1 現年度分	34,992	現年度分
2 地域支援事業費交付金	10,887	1,989	12,876	1 現年度分	1,989	現年度分
計	568,432	36,981	605,413			

(単位：千円)

(款) 5 県支出金
(項) 1 県負担金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	296,017	3,962	299,979	1 現年度分	3,962	現年度分
計	296,017	3,962	299,979			

(款) 6 財産収入
(項) 1 財産運用収入 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	31	144	175	1 利子及び配当金	144	介護保険基金利子
計	31	144	175			

(款) 7 繰入金
(項) 1 他会計繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	341,013	17,146	358,159	1 介護給付費繰入金	16,200	介護給付費繰入金
				2 地域支援事業費繰入金	905	地域支援事業費繰入金
				4 その他一般会計繰入金	41	職員給与費等繰入金
計	341,013	17,146	358,159			

(款) 7 繰入金
(項) 2 基金繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護保険基金繰入金	7,607	71,879	79,486	1 介護保険基金繰入	71,879	介護保険基金繰入
計	7,607	71,879	79,486			

2 歳出
(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				特 定 財 源	節		
					町債	区分	
1 一般管理費	23,923	41	23,964	一般財源	11 役務費	41	手数料
計	23,923	41	23,964	その他		41	

(款) 2 保険給付費
(項) 1 介護サービス諸費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				特 定 財 源	節		
					町債	区分	
1 居宅介護サービス費	919,978	65,785	985,763	一般財源	18 負担金補助 及び交付金	65,785	介護報酬等
2 施設介護サービス費	673,239	59,035	732,274	33,451	18 負担金補助 及び交付金	59,035	介護報酬等
3 地域密着型介護サービス費	307,761	△5,398	307,761	5,398	(財源内訳補正)		
計	1,900,978	124,820	2,025,798	79,103			

(款) 2 保険給付費
(項) 2 介護予防サービス諸費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定町債	財源		区分	金額	
					国県支出金	その他			
1 介護予防サービス費	37,730	4,781	42,511	1,076	1,291	2,414	18 負担金補助及び交付金	4,781 介護報酬等	
2 地域密着型介護予防サービス費	2,125		2,125	△38		38	(財源内訳補正)		
計	39,855	4,781	44,636	1,038	1,291	2,452			

(款) 2 保険給付費
(項) 3 介護諸費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定町債	財源		区分	金額	
					国県支出金	その他			
1 審査支払手数料	2,325		2,325	△42		42	(財源内訳補正)		
計	2,325		2,325	△42		42			

(款) 2 保険給付費
(項) 4 高額介護サービス諸費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定町債	財源		区分	金額	
					国県支出金	その他			
1 高額介護サービス費	57,465		57,465	△1,008		1,008	(財源内訳補正)		
2 高額医療合算介護サービス費	7,312		7,312	△128		128	(財源内訳補正)		
計	64,777		64,777	△1,136		1,136			

(款) 2 保険給付費
(項) 5 特定入所者介護サービス諸費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	町債	その他	区分	金額	
1 特定入所者介護サービス費	56,700		56,700	△994		994	(財源内訳補正)		
2 特定入所者介護予防サービス費	346		346	△7		7	(財源内訳補正)		
計	57,046		57,046	△1,001		1,001			

(款) 3 地域支援事業費
(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	町債	その他	区分	金額	
1 介護予防・生活支援サービス事業費	34,583	7,239	41,822			1,960	18 負担金補助及び交付金	7,239	訪問型サービス費負担金 455 通所型サービス費負担金 5,965 介護予防マネジメント費負担金 819
計	34,583	7,239	41,822			1,960			

(款) 3 地域支援事業費
(項) 2 一般介護予防事業費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	町債	その他	区分	金額	
1 一般介護予防事業費	4,216		4,216			29	(財源内訳補正)		
計	4,216		4,216			29			

(款) 4 基金積立金
(項) 1 基金積立金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				町債	その他	一般財源	区分	金額	
1 介護保険基金積立金	27,261	144	27,405		144		24 積立金	144	介護保険基金積立金
計	27,261	144	27,405		144				

(款) 5 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				町債	その他	一般財源	区分	金額	
1 還付金	300	180	480			180	22 償還金利子及び割引料	180	保険料還付金
計	18,911	180	19,091			180			